

会長	事務局長	係

供覧のうえ、ＨＰに公開してよろしいか伺います。

平成28年度

第 7 回 佐々町農業委員会定例委員会議事録

平成28年10月25日（火）

佐々町農業委員会

平成28年10月 第7回 佐々町農業委員会定例委員会議事録

1. 招集年月日 平成28年10月25日（火）午後3時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階 第1会議室

3. 開 会 平成28年10月25日（火）午後3時30分

4. 出席委員（12名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	吉野 裕 君	2	藤永 九市 君	4	藤永 茂 君
5	福田 喜義 君	6	池田 邦義 君	7	平田 康範 君
8	湯村 速雄 君	9	大瀬 清司 君	10	山下 義信 君
11	筒井 浩一 君	12	坂口 隆英 君	13	橋本 義雄 君

5. 欠席委員（1名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
3	濱野 努 君				

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	今道 晋次 君	書記	山田 奈津子 君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
8	湯村 速雄 君	9	大瀬 清司 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 報告事項

報告第1号 農業委員会会長・事務局長会議（中期）について

報告第2号 農地転用制限の例外規定による届出書について

(3) 審議事項

第26号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第27号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

(5) 協議事項

佐々農業振興地域整備計画変更にかかる意見聴取について（28-4）

(4) その他

①農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進について

②11月定例会の日程について

③その他

書記（山田 奈津子君）事務局。皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、只今から平成28年度 第7回の佐々町農業委員会総会を開会いたします。初めに吉野会長からご挨拶をお願いいたします。

吉野会長（吉野 裕君）皆さん、こんにちは。稲刈りの最中で、皆さん大変お忙しいと思いますが、この天候でなかなか好期に悩まされて大変かと思います。また、しばらく秋晴れが続けば片付くのではないかと考えております。また、先日21日に鳥取の地震では、被災された方には心からお見舞いを申し上げたいと思います。先日も臨時の意見交換会を行い、皆さんにご出席いただきましたが、今度の制度改革に伴う条例の制定等も時間が押し迫っております。この後、委員会終了後も皆様方のご意見をいただきまわりたいと思いますので、よろしくお願いします。また、本日も円滑に議事進行しますようよろしくお願いします。

書記（山田 奈津子君）事務局。ありがとうございます。本日の出席委員は12名でご

ざいます。3番委員さんについては、都合により欠席ということで届出がっております。定足数に達しておりますので、本総会は成立することをご報告いたします。佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので以降の議事の進行を吉野会長にお願いいたします。

会長（吉野 裕君）案件につきましては佐々町農業委員会総会会議規則第3条により付議事項はあらかじめ通知しておりますのでこの日程でよろしいでしょうか。

（ 「異議無し」の声あり ）

それでは議事に入ります。まず、日程（2）の議事録署名委員の指名を行います。佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき議長が定める事となっておりますので、議席番号8番 湯村委員、議席番号9番 大瀬委員を指名しますので、よろしくお願いします。以上で日程（2）を終わります。次に、日程（3）報告事項に入ります。報告第1号 農業委員会会長・事務局長会議（中期）について。10月14日、長崎において会長・事務局長会議が行われました。先日、夕方に集まっていた時に大方は説明いたしました内容が主でございます。この度の制度改革において農地の最適化が今までは任意だったのが、これからは必須になり、それに伴って推進委員の設置ということになっております。新設に伴って新しく、推進委員さんの選任についての協議が行われました。現在の農業委員の数と同等のところは、農業会議の方からもう少し推進委員を増やして、今、新しい制度になっているところは4分の1程増えておりますので、最低でもそれぐらいの人員を増やせるようにできないだろうかという話もありました。委員と、推進委員の作業分担を成立するのはなかなか難しく、共同で連携を取りながらやっていかなければいけないのではないかとということで、そういうことで報酬とか、成果払いとか実績というところで、基準というのがないものですから、その判断にかなり苦労しているというところであります。その時の資料等は事務局にありますのでご覧いただければと思っております。以上です。何かご意見、ご質問等あれば。よろしいですかね。次に移ります。報告第2号 農地転用制限の例外規定による届出書について、事務局の説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。1ページをお開きください。報告第2号の朗読説明をいたします。農地転用制限の例外規定に係る届出書。届出者 ●● ●●。農地法第4条第1項第8号の規定に基づき下記の通り農地を転用したいので届け出ます。届出者の住所は佐々町□□免。職業 農業。土地の所在 佐々町志方免字平原。地目 台帳・現況ともに田。面積854㎡のうち転用面積が48.6㎡とな

っております。耕作者は●● ●●。転用の用途は耕作道路です。2ページをお開きください。土地の登記簿謄本を付けております。3ページに付近状況図を付けております。県道志方江迎線を江迎方面に上っていきますと、左側にお地藏さんがあるかと思えますけども、そこを西側に入って行った奥の方になります。今現在、建設課の河川工事で、一時転用として使われている場所になります。前回の総会で出ておりますが、同じところになります。4ページが現況写真です。この写真は一時転用の前の写真になっております。今は鉄板が敷いてある状態で、これは着工前の写真です。5ページが図郭毎集成図ですね。水色のところは河川なんですけども、ここの支流の工事になるんですけども、今回、耕作道として残したいという場所が黄色で示してあります。6ページが平面図ですね。赤で斜線が入っているところが耕作道として使いたいと言われている場所になります。7ページが横断図、縦断図を付けてあります。こういった形で盛り、切りをしたいということで出ております。8ページが被害防除計画書です。申請地の造成計画としましては、盛土を最高1.8m。切土を最高0.7m行うということです。また、被害防除措置としまして法面保護をするということです。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響を及ぼす恐れを生じさせないための措置としまして、耕作道路1か所の設置に伴い盛土部については入念に転圧を行う。法面には張芝を施し、路面はコンクリート舗装で10cmを施工するため、周辺への土砂流出を防止する。圃場には排水管を施工し、既存水路に排水する。排水計画ですが、雨水排水は水路放流になりまして、周りの農地には被害のないようにするというところで被害防除計画書が出ております。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）この件に関して何か、ご意見、ご質問などはありませんか。よろしいですか。

（ はい ）

では次に移ります。（4）審議事項 第26号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について、事務局の説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。9ページをお開きください。第26号議案の朗読説明をいたします。農地法第4条第1項の規定による許可申請について。申請人 佐々町□□免 ●● ●●。農地の所在 羽須和免字上里。地目 台帳 田、現況 畑。面積111㎡。転用の目的 駐車場。施設 なし。耕作者 ●● ●●。申請の理由 駐車場拡張及び畑の進入取り付け道路整備の為。備考 雑種地と一体利用での申請になります。10ページをお開きください。許可申請書の写しを付けて

おります。一番下のその他参考となるべき事項のところ、佐々町羽須和免字上里の84㎡の雑種地が併用地ということで記載されております。土地の造成の面積は、農地の部分と、雑種地の部分の合計の面積が所要面積ということで、記載をしていただいております。11ページが農地の部分の全部事項証明書、12ページが併用地の雑種地の部分の土地の全部事項証明書を付けていただいております。13ページが位置図、14ページが付近状況図になります。場所は晃成土木の事務所の道を挟んで向かい側の場所になります。15ページが現況写真です。赤で囲ってある部分が申請地です。16ページが地籍図です。521-6が申請地で、その隣の521-6が併用地の雑種地です。17ページに平面図を付けていただいております。黄色で示しているところが申請地です。18ページの土地利用計画図を見ていただくと分かるんですけども、申請地と併用地の両方を使って駐車場用地として転用したいということでの申請です。奥も農地になっておりますので、ここに行く進入路も確保しないといけないということで駐車スペースを西側に寄せてあるような形で計画をされております。奥の方は少し段差があるということで、コンクリート舗装をされる予定です。19ページが駐車場の利用計画書です。その他のところに書いてありますけども、現在、会社を経営しておられまして、会社と自宅のスペースを利用して駐車しておられる状況なんですけども、会社の横に駐車スペースがありますけども、そこは来客用として確保し、申請地を従業員駐車場としたいということです。従業員さんの数が8名で、そのうち車通勤者が7名ということで7台の駐車スペースを確保されています。20ページが被害防除計画書です。申請地の造成計画としまして、切り土を0.5mほど行う。横に水路がありますので擁壁を設ける。また、隣接農地への通路を確保するということです。隣接する農地は本人所有であり、現在のところ荒地となっているので境界線上に畦畔を設けて土砂の流出を防ぐ。また、土地においては不正形なため駐車場として利用し、排水は隣接道路側溝に流すということで記載されております。水利関係者ということで承諾書が出ておりますが、水路側溝をコンクリート擁壁にて保護することという条件を付けて同意をしておられます。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）地元委員の補足説明をお願いします。6番。

6番（池田 邦義君）6番。先日、●● ●●さんと現場を見に行きまして、15ページの図面ですが、右側に水路がありますね。その分は嵩上げて擁壁を設けるといって説明を受けております。そして、右側の草が生えているところを傾斜

にして、隣の家に擁壁があるんですが、その分を少し下げて7台分の駐車スペースを作るといことでお話を伺いました。水路はですね、17ページにあります
が柵が二つあるんですね。公衆用道路の柵と、上の段の4軒分の柵と二つある
んですね。このどちらかに放流したいとお話を伺っております。奥に農地があり、
地目は田ですが現況は畑です。そこに行く進入道路として、擁壁の部分から上の
段を農地に行く進入道路として使用し、下の段を駐車スペースとして使用する
といことでお話を伺っております。今のところ、これで駐車スペースとして足り
ない分は●● ●●さんの雑種地に現在、車を止めているんですけども、その他
に公衆用道路4軒分があります。そこに舗装した部分と未舗装の部分があります。
舗装した部分は奥の民家に行く通路として、また、未舗装の部分は来客等のため
の駐車スペースとして使用されており、申請地に止められない分はここに止める
と聞いております。私からは以上です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（吉野 裕君）この件に関して、ご意見、ご質問などありませんか。9番。

9番（大瀬 清司君）9番。図面に田とあるんですけども、ここは水路を挟んで分けら
れているんですけども、宅地とみていいんでしょうか。

議長（吉野 裕君）6番。

6番（池田 邦義君）6番。ここは宅地ではなくて、地目は田ですが田として使える状
況ではないので現況は畑という形で解釈していいのではないかと思います。以上
です。

議長（吉野 裕君）他にありませんか。ないようですので、この件に関して承認いた
ける方の挙手をお願いします。ありがとうございました。異議なしとして、この
件に関して、長崎県に進達することといたします。次に移ります。第27号議案
は、私が地元委員として補足説明をいたしますので、議長を職務代理と交代いた
します。暫時休憩といたします。

（休 憩 午後 3時55分）

（会議再開 午後 3時56分）

議長（藤永 九市君）会を再開します。会長が地元委員といことで、私が議長を務め
させていただきます。第27号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請
について、事務局の説明をお願いします。

書記（山田 奈津子君）事務局。22ページをお開きください。第27号議案の朗読説
明をいたします。農地法第4条第1項の規定による許可申請について。申請人
佐々町□□免。●● ●●。農地の所在 小浦免字古釜。地目 台帳 畑。現況

荒地。面積 347 m²。転用の理由 共同住宅駐車場用地。施設はなし。耕作者 ●● ●●。申請の理由 老後の生活資金のためアパート経営を行う。備考欄にありますけども、宅地、雑種地との一体利用になります。23ページをお開きください。許可申請書の写しになります。共同住宅を建築したいということで記載があるんですけども、先ほどの案件と同じように土地の造成というところで、所要面積1359.61 m²というのは併用地も合わせたところでの面積になります。申請地の畑は348 m²ですが、併用地が同じく古釜の宅地222.61 m²と、同じく古釜の雑種地790 m²を合わせたところで計画をされております。次に24ページが申請地の全部事項証明書です。25ページが位置図です。26ページが付近状況図になります。アリアケさんの前にラーメン屋さんがあるかと思うんですけども、そこの奥の場所になります。27ページの現況写真は駐車場になるころの、申請地の農地の部分だけの写真になりますが、左側の舗装されているところが、アパートを建てられる宅地と雑種地になります。28ページに地籍図を付けております。申請地のうへの宅地と雑種地にアパートを建てられます。申請地は駐車場用地ということになります。29ページが現況平面図になります。これが見やすいかと思えますけども、この3筆を使つての計画になります。裏の30ページが土地の利用計画図ですね。雑種地と宅地にあたる部分に共同住宅を建築される予定で、申請地はその駐車場の一部になります。31ページが駐車場の利用計画図ということでもありますけども、共同住宅入居者用の13台分を確保するということです。32ページが被害防除計画書です。土地の造成計画としましては、現状のまま利用するということです。被害防除措置として、接続道路とほぼ平行なため、土地の形状に影響を及ぼすような盛土、切土は行わないということです。また、申請地に関しましては駐車場用地ということで、建物がいないために日照、通風に著しい影響を及ぼす恐れはないということで記載されています。排水計画ですけども一体利用ということで、雨水排水は水路放流。汚水、生活雑排水につきましては、共同住宅の分になりますが、下水の方に繋がれます。33ページは共同住宅の平面図になります。2階建てと全く同じ間取りで、1階だけを今回議案につけさせていただいております。玄関は1階に全部あるような形になります。34ページが建物の立面図になります。この農地が2種農地になりますので、代替地を検討した結果、他になかったということで申請をしていただいた場所になるんですけども、その代替地検討理由書が35ページになります。すぐ近くの雑種地を検討されたんですけども、協議が整わなかったため農地を一部

使うことになったということです。36ページが隣接農地所有者の承諾書になります。事務局の説明は以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。引き続き、地元委員からの補足説明をお願いします。

1 番（吉野 裕君）1 番。場所については先ほど説明があった通り、アリアケさんの隣に西肥バスがありますけどもその前、線路と道路を挟んだ向かい側になります。ここは長年耕作はあまりされておらず、隣接している▲▲さんの畑がありますが、そこには水がいかないようにブロックを突いて、境界あたりの前に水路がありますので、雨水はその水路に流すということです。写真で見ると、電柱がかなり内側に入っているように見えますが、電柱と赤線の間に水路がありまして、電柱は境界の端の方ということになります。皆さんのご協議をよろしくをお願いします。

議長（藤永 九市君）事務局と地元委員の補足説明が終わりました。これより審議に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。どなたかございませんか。ないようでしたらこれで質疑を終わります。第27号議案につきましてご承認いただける方の挙手をお願いします。ありがとうございました。全員賛成をいただきましたのでこの件につきましては許可相当として県の方に進達いたします。第27号議案 につきましては終了させていただきます。

暫時休憩いたします。

（休 憩 午後 4時06分）

（会議再開 午後 4時07分）

議長（吉野 裕君）会を再開いたします。協議事項 佐々町農業振興地域整備計画変更にかかる意見聴取について。事務局の説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。37ページをお開きください。協議事項の朗読説明をいたします。町の方から農業委員会会長宛てに、佐々農業振興地域整備計画変更ということで意見聴取がきております。農業振興地域に関する法律 第13条第1項の規定に基づき佐々農業振興地域整備計画を変更したいので、同法施行令第3条第1項の規定に基づき、貴職の意見を伺います。38ページが農業振興地域整備計画の、変更計画書になります。申請人 ●● ●●。申請人住所 佐々町□□免。申請地所在地 野寄免字榎ノ本。除外面積447.31㎡。田。除外目的 宅地・道路。39ページに土地の全部事項証明書をつけております。全体で1040㎡あるんですけどもそのうちの447.31㎡を除外したいということ

です。４０ページが位置図です。４１ページに付近状況図を付けております。野寄になるんですけども山本縫製の方から上に上りまして、自宅のすぐ側の農地になります。ピンク色で示しているところが申請地になります。４２ページが農振農用地の地図になりまして、黄色で塗ってあるところが農用地内の区域になります。４３ページが地籍図です。ピンク色で塗ってあるところが申請地になります。４４ページが現況写真です。ここは水が来ないということで、現在、田は作れない状況ではあるんですけども、管理は草刈り等されております。４５ページが面積の測量図なんですけども、今回、分筆を予定されておりました、北側に公衆用道路があるんですけども、そこから南に入って行ったところが今回、宅地として使いたいということです、この進入道路と、農地転用予定地というところが、農振除外申請地ということになります。４３５－６というところは分筆後の地番にはなるんですけども、ここは農地として残りますので、農振農用地のままということになります。４６ページに土地利用計画図が付いております。こういった形で宅地と進入用道路を予定されております。４７ページが被害防除計画書です。盛土、切土がそれぞれ少し出てくるということです。被害防除措置としては緩衝地を設ける。防護柵を設ける。農地側には、フェンスを設置し緩衝地を設けるので作物に影響を及ぼすことはないに記載されております。また、緑地、緩衝地の幅が１．５ｍ程度、建物の高さが８．５ｍ程度。被害の発生する恐れがないように計画をするということです。雨水排水については自然流下、道路側溝に流すということです。汚水、生活雑排水につきましては公共下水道に流されるということです。４８ページが１階の住宅の分の平面図になります。４９ページが２階の平面図、５０ページが住宅の立面図です。こういった形で農振を除外したいという申請が出ておりますので、ご協議のほどよろしくお願いします。

議長（吉野 裕君）この件に関して、ご意見、ご質問のあらわれる方はいらっしゃいませんか。９番。

９番（大瀬 清司君）この申請書で分からないところがあるので確認させていただきたいのですが。４２ページの４３５－１と、４３ページの４３５－１と、４５ページの４３５－１ですが、４５ページの図面では４３５－１の部分が４３５－６と４３５－１の二つに分けられてますよね。４３５－１の進入道路の部分が今回の申請だと思うんですけどもどのように判断したらよいですか。

書記（山田 奈津子君）事務局。すみません、説明不足で申し訳ありません。４２ページの４３５－１、青線で囲ってある部分と、４３ページの地籍図の４３５－１と

いうのは現状のもので、今現在はこの1筆が435-1になります。その一部を農振除外したいということです、45ページが435-1を3つに分筆する予定の測量図になります。今現在の435-1が進入道路の435-1と宅地となる転用予定地の435-5と、農地の435-6の3つに分けられる予定で、435-1と435-5を除外したいということです。この3つをトータルしたら、最初に申し上げた面積になるんですが、435-6の部分はまだ計画が出来ておりませんので農地で残ります。分筆予定と申しているのが農振除外が出来ないと転用もできないのですが、できるかどうかはまだ分かりませんので、分筆登記まではされておられません。通ればこういった形で分筆もできて正式に転用の運びになるかと思えます。以上です。

議長（吉野 裕君）他にご意見はありませんか。11番。

11番（筒井 浩一君）この予定からするともう一度、農地転用を出さないといけないということになりますか。

議長（吉野 裕君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。今出ているのは、町の産業経済課の方に農振除外の申請が出ておまして、町の方から農協や農業委員会の方に意見を聞くということで意見聴取を行っているということになります。それぞれの意見が揃ったところで、除外できるかどうかの判断がされるんですけども、除外ができるということで判断されて、除外が決定した後に、正式に転用の許可申請書が出されます。以上です。

議長（吉野 裕君）他にありませんか。なければ、やむを得ないということでご承認いただけるでしょうか。やむを得ないということで佐々町に回答したいと思います。よろしいでしょうか。

（ はい ）ありがとうございました。それでは、次に（6）その他に移ります。

事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。その他です。①の農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進につきましては、引き続き皆さんと一緒に努力していきたいと思えます。そして、皆さんご覧になられているかと思えますけども、10月21日の全国農業新聞で年金特集があつておまして、2番委員さん親子が大きく掲載されております。また、日本農業新聞にも同じように年金特集号ということで大きく掲載されるということでお聞きしておりますのでご覧になられてみてください。そして、11月の定例会の日程ですけども、25日が金曜日になってますが、皆さん

ご都合はいかがでしょうか。

(私語あり)

それでは、24日木曜日の午後1時半からで予定したいと思います。また、総会終了後に農業委員会法改正の話を少しさせていただけたらと思います。事務局からは以上です。

議長（吉野 裕君）皆さんの方から何かございませんか。なければ本日の総会はこれで終了させていただきます。皆さん、大変お疲れさまでした。

(閉 会 午後 4 時 4 3 分)

上記のとおり相違ありません。

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員